

特定非営利活動法人 小石川後楽園庭園保存会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人小石川後楽園庭園保存会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都渋谷区神宮前五丁目30番6号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、東京都文京区に存する学術的、文化的価値のある小石川後楽園庭園とその関連分野に関する保全、啓発、活用の支援を行い、もって貴重な文化資産を後世に継承して行くことに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 環境の保全を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) まちづくりの推進を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助活動

(事業の種類)

第5条 この法人は第3条の目的を達成する為、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係わる事業
 - 1) 庭園・公園等の保全・活用に関する調査研究・計画策定事業
 - 2) 庭園・公園等の保全・活用に関する講演会・講習会(勉強会)・セミナーの開催
 - 3) 庭園・公園等の保全・活用に関するイベント、展示会等の開催
 - 4) 庭園・公園等の保全・活用に関する機関誌の発行等普及事業
 - 5) 庭園・公園等の保全・活用に関する政策提言等による支援事業
- (2) その他に係わる事業
 - 1) 都市計画、農村計画等の受託調査研究事業
 - 2) 国内外の建築・造園・宅地造成等の設計・施工管理事業
 - 3) 苗・植木の栽培・販売事業
 - 4) 緑化推進計画等各種計画書、企画書の作成等の受託事業
 - 5) 出版・情報産業に関する事業

- 2 前項第2条に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会 員

(種類)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。

- (1) 個人会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 団体会員 この法人の目的に賛同して入会し、支援活動を行う法人等団体(任意団体を含む)

も

(入会)

第7条 会員として入会を希望する者は、その旨を記載した入会申込書を理事長に提出ものとする。

- 2 理事長は、前項の申し込みがあったときは、正当な理由がない限り入会を承認しなければならない。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する至ったときには、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣言を受け、又は正会員である団体が消滅したとき
- (3) 正当の理由がなく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず納金しないとき
(継続して3年以上会費を滞納したとき)
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員は次の各号の一に該当するに至ったときには、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款等に違反したとき
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(搬出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費その他の搬出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事8人以上15人未満
 - (2) 監事1人以上2人未満
- 2 理事のうち1人を理事長、2人以上5人以内の副理事長を置く。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び總會又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、總會又は所轄庁に報告すること
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、總會を招集すること
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の会計の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(任期等)

第16条 役員任期は、2ヶ年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する時には、總會の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事長が決済し、理事会及び總會に報告する。

(事務局及び職員)

第20条 この法人に、この法人の事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、理事会の議決を経て理事長が委嘱し、職員は理事長が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、会員をもって構成する。

(機能)

第23条 総会は以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 収支報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年一回開催する。

2 臨時総会は、次の各号に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の要求をしとき
- (2) 正会員総数の5分に1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第15条4項4号の規程により、監事から招集があったとき

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の3分の1以上の同意が有った場合は、その限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第29条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任す

- ることができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。
 - 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人以上が、記名捺印又は署名しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

- 第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

- 第32条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を決議する。
- (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

- 第33条 理事会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。
- (1) 理事長が必要と認めたとき
 - (2) 理事総数の3分の2以上から理事会の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があつたとき
 - (3) 第15条第4項第5号の規程により、監事から招集の請求があつたとき

(招集)

- 第34条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規程による請求があつたときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
 - 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(議長)

- 第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。但し、理事長の指名により事務局長及び副理事長が代行することが出来る。

(議決)

- 第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事2分の1以上の同意があつた場合は、この限りではない。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長

の決するところによる。

(表決権等)

- 第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
 - 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
 - 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概数及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名捺印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(構成)

- 第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
 - (2) 入会金及び会費
 - (3) 寄付金
 - (4) 財産から生じる収入
 - (5) 事業に伴う収入
 - (6) その他の収入

(資産の区分)

- 第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

- 第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

- 第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計区分)

- 第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計、その他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

- 第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議

決を経なければならぬ。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予算費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならぬ。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならぬ。

2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の処置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入その他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならぬ。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款の変更をしようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならぬ。

(解散)

第52条 この法人は次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠乏
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならぬ。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならぬ。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したと

きに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げるもののうち、東京都文京区に譲渡するものとする。

(合併)

第 54 条 この法人が合併しようとするときは、總會において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 名誉会長、会長、顧問、相談役

(役員以外の要職)

第 55 条 役員の外に会員の中から名誉会長、会長、顧問、相談役を置くことが出来る。

(職務)

第 56 条 名誉会長、会長、顧問、相談役は、名誉職であって、理事ではないため、理事会に出席し、意見を述べることができるが議決権はない。

- 2 名誉会長は本会の功績者である。
- 3 会長は、本会の対外的活動に貢献し、顧問、相談役を総括する。
- 4 会長、顧問、相談役は、理事長の要請に応じて本会の存続、発展等に関するアドバイスをを行い意見を述べる。

(選任)

第 57 条 名誉会長、会長、顧問、相談役は、理事会で選任する。

- 2 顧問は本会の理事を 5 年間以上歴任した者の中から希望者が居た場合選任する。相談役は本会の会員の中から、相応しい経歴のある人から理事の推薦において選任する。
- 3 名誉会長は、本会の会長を歴任し、退職後、功績のあった人から選任する。

(任期)

第 58 条 名誉会長、会長、顧問、相談役の任期は特に定めない。ただし、本人の辞任の意向があったときは速やかに理事会を開催し承認する。

第 10 章 公告の方法

(広告の方法)

第 59 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第 11 章 雑 則

(細則)

第 60 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
- 3 この法人の設立当初の役員任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 15 年 5 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第 43 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 15 年 3 月 31 日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立

総会の定めるところによる。

- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。(一口以上)

- | | | |
|----------|----------------|---------------|
| (1) 正会員 | 入会金一口 1,000 円、 | 年会費一口 4,000 円 |
| (2) 賛助会員 | 入会金一口 5 万円、 | 年会費二口 10 万円 |

別表 設立当初の役員
別紙の通り

附則

この定款は令和 年 月 日から施行する。

別 紙

設立当初の役員名簿

特定非営利活動法人
小石川後楽園庭園保存会

	役 名	氏 名	備 考
1	理事	しみず けいはちろう 清水 馨八郎	会 長
2	理事	すえ まさあき 末 正明	理 事 長
3	理事	やわた よしかず 八幡 善量	副理事長
4	理事	ほんだ ただお 本多 忠夫	
5	理事	いかり たつお 猪狩 達夫	
6	理事	ぬまじり しげお 沼尻 重男	
7	理事	こばやし としこ 小林 俊子	
8	理事	しょうじ ますえ 庄子 益枝	
9	理事	みやじま よしお 宮嶋 敬夫	
10	監事	すえ ひろみつ 末 博光	
11	監事	こたに きいちろう 小谷 希一郎	